

3 女性活躍

中高年女性等の「学び直し」支援を提言 ——すべての女性が輝く社会づくり本部

政府は6月18日、「すべての女性が輝く社会づくり本部」（本部長・安倍晋三首相）の会合を開き、「女性活躍加速のための重点方針2019」を決定した。重点方針は、女性の活躍を加速するために、毎年6月に決定し、各府省の概算要求に反映を図っているもの。

今回の重点方針2019では、①人生100年時代において多様な選択を可能とする社会の構築、②困難な状況の解消及び女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現、③「生産性向上・経済成長・地方創生」の切り札としてあらゆる分野における女性活躍の推進——の視点を提示。これに基づき、(1)安心・安全な暮らしの実現、(2)あらゆる分野における女性の活躍、(3)女性活躍のための基盤整備——の三つの柱の下で、具体的な施策を提言した。

女性への暴力根絶

一つ目の柱である「安心・安全な暮らしの実現」では、女性に対するあらゆる暴力の根絶を掲げた。女性に対する暴力は重大な権利侵害であり、女性が安全に安心して暮らせる環境を整備することは、女性活躍の推進のための大前提、としている。

女性に対する暴力の実態では、「男女間における暴力に関する調査(2017年度)」によると、配偶者の暴力(以下「DV」)の被害経験のある女性は3人に1人に及ぶ。配偶者暴力相談支援センターへのDVの相談件数は、2014年以降連続して10万件を超え高止まりの状況だ。セクシュアル・ハラスメントについても、都道府県労働局に寄せられた相談件数が、約7,000件

(2017年度)となっている。これらを背景に、今通常国会において、セクシュアル・ハラスメント対策の実効性向上などを盛り込んだ男女雇用機会均等法などの改正法が成立した。

重点方針では、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組をよりいっそう強化する。その具体的な施策として、民間シェルター等における被害者支援のための取組促進やDV対応と児童虐待対応との連携強化、加害者更正プログラムを含む包括的な被害者支援体制の構築などを挙げた。

また、生涯を通じた女性の健康支援も強化する。子宮頸がん・乳がん検診等のさらなる推進や、更年期における相談等の支援の充実、骨粗しょう症検診の質の向上など、ライフステージに応じた健康保持の促進に取り組む。

さらに、困難を抱える女性への支援策も盛り込んだ。非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性やメンタル面での悩み等を抱えて社会的に孤立し、困難な状況にある女性が増加している。重点方針では、様々な困難を抱える女性等のニーズに寄り添って活動しているNPO等の先進的な取組への支援、予期せぬ妊娠等による若年妊婦などへの相談支援、養育費の履行確保に向けた取組等を行う、とした。

地方創生における女性活躍の推進

二つ目の柱である「あらゆる分野における女性の活躍」では、①地方創生における女性活躍の推進や、②女性活躍に資する働き方の推進、生産性・豊かさの向上に向けた取組の推進、③男

性の暮らし方、意識の改革——などを掲げた。

まず、地方創生における女性活躍の推進では、女性にとって魅力的な地域づくりに向けた取組を推進する。具体的には、女性活躍推進法に基づく協議会等を活用した継続就業を支援する仕組みづくりや、地域における女性の職業生活における活躍推進のための取組など、住民に身近な地方公共団体が行う地域の実情に応じた取組を、地域女性活躍推進交付金により支援する、としている。

また、地方における女性活躍の推進も強化する。特に、現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業の促進や、人手不足に直面する地域の中小企業等の人材確保に資することを目的として、都道府県が官民連携型のプラットフォームを形成し、地域の実情に応じて、「掘り起こし」「職場環境改善支援」「マッチング」等の一連の取組を一体的かつ包括的に実施できるよう支援する。

女性活躍情報の「見える化」を深化

女性活躍に資する働き方の推進、生産性・豊かさの向上に向けた取組の推進についても、施策を強化する。

女性活躍推進法の改正により、中小企業が行動計画策定等の義務対象となった。一般事業主行動計画の策定義務対象拡大や情報公表の強化が図られることを踏まえ、重点方針では、その円滑な施行に向けて、中小企業を始めとする全国の企業が着実に女性活躍の取組を行うよう、都道府県労働局と地

方公共団体の連携を推進し、改正の内容の周知徹底や、企業向け相談窓口の整備、一般事業主行動計画の効率的な策定・公表方法の検討を行う、としている。

また、計画策定後の次のステップとして、それぞれの計画が実効性をもって確実に取り組まれるよう、女性活躍情報の「見える化」を深化させることも盛り込んだ。

さらに、女性活躍推進法の改正により、常用労働者301人以上の一般事業主及び特定事業主が行う情報公表については、「職業生活に関する機会の提供」と「職業生活と家庭生活との両立」の双方の区分から1項目以上を選択し公表することになった。これについては、情報公表項目の具体的な内容について検討を行う、とした。加えて、民間部門の情報を集積した「女性の活躍推進企業データベース」については、登録企業等の数を増加させ、企業等に対する働きかけも行う、としている。

中高年女性を始めとする女性の学び直しや就業ニーズの実現

重点方針は、女性活躍推進のための「学び直し」への支援についても盛り込んだ。女性が「学び直し」を通じて復職・再就職、起業等しやすい環境を整えるため、大学等が、男女共同参画センター、産業界、ハローワーク等と連携し、地域の中で女性の学びとキャリア形成、再就職や起業等の支援を一体的に行う仕組みづくり等に取り組む。

また、学びへの動機付けや意識醸成につながる効果的な広報の方法・内容等の検証や、普及啓発等にも取り組む。

さらに、短期かつ魅力的なプログラムの開発を促進するため、大学・専門学校等の履修証明制度を改正し、「60時間以上」の授業時間で履修証明書の

交付を可能とするなど、学び直しを推進する。

なお、教育訓練の受講にかかる費用の一部を支給する教育訓練給付については、給付対象者は原則在職者、もしくは離職後1年以内の者としていた。しかし、2018年1月から、妊娠、出産、育児、疾病などで教育訓練給付を受給できなかった場合には、離職後最大20年まで受給できることとなっている。この制度改正の内容の周知・広報についても徹底する、とした。

一方、就業ニーズの実現として、子育てがひと段落した女性の再就職等を支援するため、地方公共団体が関係機関・団体と連携して実施する相談、研修等の事業を、地域女性活躍推進交付金を活用して支援する。

男性の暮らし方・意識の変革

男性の家事・育児等への参画における現状として、6歳未満の子どもを持つ共働き世帯の男性の8割は家事を行わず、約7割が育児を行っていない。また、男性の育児休業取得率を見ると、上昇傾向にはあるものの、いまだ低水準にある。重点方針は、女性の就業の有無に関係なく、依然として家庭での責任は女性に偏っている、と指摘。育児休業、介護休業等は男女がともに取り得る点などの社会的認識を広め、男性の働き方・意識の変革を進め、家事・育児等への参画をより一層促す取組が必要である、とした。

具体的には、企業や国・地方公共団体における「男の産休」や男性の育児休業等の取得の推進を行う。また、男性の家事・育児等への参画に向けた国民の意識の醸成にも取り組む。

その他、政治分野における女性の参画拡大では、諸外国の取組を含めた実態の調査・情報提供、地方公共団体に

おける好事例の収集・展開の実施について検討する。また、あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成についても強化。医師の働き方改革、科学技術・学術分野における女性の参画拡大、女性の起業への支援、ジェンダー投資の推進、女性役員登用の拡大などにも取り組む。

女性活躍のための基盤整備

重点方針は、三つ目の柱として、「女性活躍のための基盤」を提示。子育てや介護といった社会インフラ基盤の整備、社会制度や慣行といった制度面の基盤整備が極めて重要であることを強調した。2015年の国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)の中で「ジェンダー平等の実現」が独立した目標として掲げられたことにも触れ、ジェンダー統計の需要が一層高まっていることも指摘した。

具体的な基盤整備としては、以下の4項目を挙げている。

①女性活躍の基盤となるジェンダー統計の充実(地域におけるジェンダー統計の重要性の理解と作成・活用の促進) ②子育て、介護基盤の整備及び教育の負担軽減に向けた取組の推進(待機児童解消や「介護離職ゼロ」に向けた子育て・介護基盤の整備、幼児教育・保育・高等教育の無償化) ③性別にとらわれず多様な選択を可能とするための教育・学習への対応(学校教育段階からの男女共同参画意識の形成を図るためのライフプランニング教育プログラムの開発) ④女性活躍の視点に立った制度等の整備(働く意欲を阻害しない制度等の在り方の検討、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の改定)

(調査部)